

1964年12月27日(第6回)

1. 講議並びに散会時刻(午後1時58分～午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久泰太郎	2番	比嘉定	3番	天久村	4番	盛齊美
4 "	安政富盛信	5 "	石川真英	6 "	仲安大	5 "	天里川城
7 "	猪瀬正康弘	8 "	石川繁永	9 "	富申里	6 "	盛幸
10 "	又吉正弘	11 "	伸村喜	12 "	申波藏	7 "	古瀬次郎
13 "	伊佐真得	14 "	伸伊賀	15 "	古瀬	8 "	高畠昌助
16 "	皆里敏行	17 "	佐村貞盛	18 "	申波藏	9 "	吳昇昌
19 "	武島行男	20 "	伸	21 "	古瀬	10 "	堀井昇

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定による議事説明者として出席したものは次の通りである。

市長	仲村齊勝	助役	吳墨真徳
総務課長	松川正義	財政課長	真里哲俊
住民課長	仲村齊信	経済課長	沢山安一
水道課長	園吉真義	消防課長	大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城光雄 書記 田嶋徳島 真由知念 韶光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第45号 1 隆信入れをすることについて

日程第2, 請願第1号 議事参与の請願書

日程第3, 陳情第9号 陳情書

1964年12月27日(第6回)

1. 開議並びに散会時刻(午後1時58分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席番	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉川里	3番	久村里川	4	堺春安
4 "	安次富盛信	5 "	石田城	6 "	仲安大宮	7	天仲安大宮
7 "	稻嶺正康	8 "	石川城	9 "	大宮里藏	10	堺春安
10 "	又吉正弘	11 "	石川喜永	12 "	中古波清次郎	13	天仲安大宮
13 "	伊佐真得	14 "	仲村喜貞	15 "	中古波清次郎	16	天仲安大宮
16 "	宮里敏行	17 "	伊佐寿光	18 "	中古波清次郎	19	天仲安大宮
19 "	武島行男	20 "	仲村盛	21 "	久村里川		

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明者として出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	吳屋真徳
総務課長	松川正義	財政課長	奥里裕俊
住民課長	仲村春信	経済課長	澤山安一
水道課長	國吉真義	消防課長	大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城光雄 書記 照屋綱 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第45号 1時間入れをすることについて

日程第2, 請願第1号 議事参考の請願書

日程第3, 陳情第9号 陳情書

議長～出席議員16名であります、市町村自治法第53条の規定によつて、議会に成立致しました。よつて、貰今より第5回目の会議を開くことに致します。（午後1時59分）

議長～暫く休憩致します。（午後1時59分）

議長～再開致します。（午後2時10分）

議長～3番議員の出席を報告します。

議長～本日の日程を申し上げます。

日程第1、議案第45号、1時枠入れをすることについて

日程第2、請願第1号、議事参与の請願書

日程第3、陳情第9号、陳情書

こう云う順序で議事を進めて行きます。

議長～日程第1、議案第45号、1時枠入れをすることについてを議題と致します、事務局長をして朗読をしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今年度収入として予算化されている軍用地料と、それから交付金が支払時間が遅れたために、現在市の現金操作に非常に困つておりますので、軍用地料と交付金、近い内に出るとは思いますけれども、一応3ヶ月の予定で宜野湾農協から一時枠入れを致したいと思いまして本案件を提案しております、宜しく御審議をお願いします。

議長～暫く休憩致します。（午後2時14分）

議長～再開致します。（午後2時15分）

5番～軍用地代とこの交付額の過度方についての御説明がありました。軍用地代は、例年は何時頃払われておきましたか？

助役～私の方からお答え致します。軍用地料は立前として前払いになつておりますので、会計年度からずれ概要月までには、支払わなければならぬ様になつておりますが、しかし今まで支払われておりますのは、7月以降支払い事務が始められて、遅くとも11月までには支払われております。

5番～そうすると今年度は未だそれが支払われてない状ですね。

助役～今2つのリストの方は支払われておりますですが、残り大部分の方がまだ支払われておりません。

5番～未だ支払われてない代金の方は金額にして、おおよそどの位ですか、お

議長～出席議員16名あります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会に成立致しました。よつて、只今より第5日目の会議を開くことに致します。(午後1時58分)

議長～暫く休憩致します。(午後1時59分)

議長～再開致します。(午後2時10分)

議長～3番議員の出席を報告します。

議長～本日の日程を申し上げます。

日程第1、議案第45号、1時借入れをすることについて

日程第2、請願第1号、議事参与の請願書

日程第3、陳情第9号 陳情書

こう云う順序で議事を進めて行きます。

議長～日程第1、議案第45号、1時借入れをすることについてを議題と致します、事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今年度収入として予算化されている軍地料と、それから交付金が支払時間が遅れたために、現在市の現金操作に非常に困っておりますので、軍用地料と交付金、近い内に出るとは思いますけれども、一応3ヶ月の予定で宜野湾農協から一時借入れを致したいと思いまして本案件を提案しております。宜しく御審議をお願いします。

議長～暫く休憩致します。(午後2時14分)

議長～再開致します。(午後2時15分)

5番～軍用地代とこの交付税の水方についての御説明がありました。軍用地代は、例年は何時頃支払われておりましたか？

助役～私の方からお答え致します。軍用地料は立前として前払いになつておりますので、会計年度からすれば7月までには、支払われなければならぬ様になつておりますが、しかし今まで支払われておりますのは、7月以降支払い事務が始められて、遅くとも11月までには支払われております。

5番～そうすると今度は未だそれが支払われてない訳ですね。

助役～今2つのリストの方は支払われておりますですが、残り大部分の方がまだ支払われておりません。

5番～未だ支払われてない代金の方は金額にして、おおよそどの位ですか、お

番～資付穂袖大体何時頃までを予定にされていたですか

助 後～交付税の方は、例年でしたら12月10日の期末手当の支払日までには
倒解は貰つと払われておりますが、今年度はまだ、開当の方はされ
て昇昌自ずで実が、まだ変動らわれておりません。

5 番～各の予定されたいた算用地代お資材費は必ず予定通り入つて来なかつた
ためにその額を試工事費とか、或は人件費とか、支払うべきのを一定の
時期内に支払うべきものとせざる支払つてないのがありますか。

助 徒々お詫び申すのは、今日所持ございません。お手元へお届けいために

再　番～借入金20,000\$に対する借入期間中の利息の額はどの程度になる
か、お手元に持つておられる方へお尋ねください。またおもと借入額を基礎
とした場合に、月々の利息を計算する方法を学んでおられますので、是非
暫く休憩致します。（午後2時17分）おまかせ問題である。今度は3ヶ月の予算
表を作成し、来月の収支を記入してお預りを請うておきます。

藏　此～外にありませんか、

長～冒く休思歌レ改スす。 (午後2時27分)
長～再シ回歌レ改スす。 (午後2時30分)

長～外は質疑もない様でありますので、質疑を打切るとお詫び致します。
（最優等なしと呼ぶ）

議長へ御異議がないものと認め、本件に対する質疑を指切ることに致します。

題へでは、本篇に対する討論を試みます。まず第一に、強制化の問題を

番～一設行政運営について、借入れをすると云うことはあまり好しくありませんが、いかかを先程の御説明通りやむをえねば事前に並べておこな

およその金額で結構です。

助 従～未だ支払い分が約35,000番位。

5 番～交付税は大体何時頃までを予定にされていましたか？

助 従～交付税の方は、例年でしたら12月10日の期末手当の支払日までには例年はずつと払われておりましますが、今年度はまだ、割当の方はされておりますですが、まだ支払われておりません。

5 番～その予定されていた軍用地代と交付税はまだ予定通り入つて来なかつたためにその例えば工事費とか、或は人件費とか、支払うべきのを一定の時期内に支払うべきものをまだ支払つてないのがありますか？

助 従～支払つてないのは、今の所はございません。

5 番～職員の給与或はボーナスその他支払うべきのは全部支払われたですか？

4 番～借入金20,000\$に対する借入期間中の利息の額はどの程度になるか？

暫く休憩致します。（午後2時17分）

腰開放致します。（午後2時25分）

助 従～期限一杯、金額一杯と云ふふうになつた場合において、414になります。

議 長～外にありませんか？

議 長～暫く休憩致します。（午後2時27分）

議 長～再開致します。（午後2時30分）

議 長～外に質疑もない様でありますので、質疑を打切ることに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～では、本案に対する討論を始めます。

4 番～一般行政運営について、借入れをすると云うことはあまり好しくありませんが、しかし先程の御説明の通りやむをえない事由に基づめて、どう

しても償入れしなければ運営出来ない様な状態にある様でありますので
出来るだけ利息を軽減する様に御協力して戴きまして、原案に賛成しま
す。

議長～他に変つた御意見はございませんか、なければ討論を打ち切りたいと思
いますが、

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので討論を打切ることに致します。

議長～では、議案第45号一時償入れをすることについてを審決に付します。
原案に御異議ございませんか？

金員～（異議なしと呼ぶ）

議長～全員御異議がない様でありますので、議案第45号一次償入れをすること
についてを原案通り可決決定致します。

議長～暫く休憩致します。（午後2時32分）

議長～再開致します。（午後2時45分）

議長～休憩中に5番議員より、請願書撤回が必ずとの申入れがございました
ので、本案を撤回することに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め請願第1号、議事参与の請願書については、撤
回することに致します。

議長～暫く休憩致します。（午後2時46分）

議長～再開致します。（午後2時50分）

議長～日程第2、陳情第9号、陳情書を議題と致します。事務局長をして朗読
せしめます。

議長～本陳情書に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。（午後2時56分）

議長～再開致します。（午後2時59分）

12番～陳情第9号の陳情者である有川真六氏は、公有水面埋立認可申請に關する行政主席の説明に対しても、貴議会の定期会で決定した執行當局に對

しても借入れしなければ運営出来ない様な状態にある様でありますので
出来るだけ利息を減する様に御協力して戴きまして、原案に賛成しま
す。

議長～他に変つた御意見はございませんか、なければ討論を打ち切りたいと思
いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので討論を打切ることに致します。

議長～では、議案第45号一時借入れをすることについてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか、

全員～(異議なしと呼ぶ)

議長～全員御異議がない様でありますので、議案第45号一次借入れをするこ
とについてを原案通り可決決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時32分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～休憩中に5番議員より、請願書撤回するなどとの申入れがございました
ので、本案を撤回することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め請願第1号、議事参与の請願書については、撤
回することに致します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時46分)

議長～再開致します。(午後2時50分)

議長～日程第2、陳情第9号、陳情書を議題と致します。事務局長にして朗読
せしめます。

議長～本陳情書に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午後2時56分)

議長～再開致します。(午後2時59分)

12番～陳情第9号の陳情者である石川真六氏は、公有水面埋立認可申請に關する行政主席の詰問に對しては、貴議会の定例会で決定した執行當局に對

る答申案は適正をかいておると思われますので、該問題の申請人である私は次の疑問点に關して賛成者が誠意ある説明をして戴きますよう陳情致します。こう云ふうになつております。即ち石川真六さんは、この問題に対する議会の決定した結論は公正をかいておると云ふうに解しやくしておるのであります。そこで議会はあくまでも正当であつたと云ふことを、あからさまにする點は、陳情者である石川真六さんをこちらに同席させて、そして意見を発言させるべきであると、私は考えます。よつて、57条の個書きに照らし合せまして同席させて意見を発言させて戴きますよう動議を提出します。

13番～この内容は只今動議の提出者からもありました様に別にこの問題にはこだわるなくして、最初事務局長が発言に対する疑惑の説明もありましたし、要するにこの内容の趣旨の説明をそこで議事の進行上、かえつてそれが何んだと云ふうな解しやくにたちますので、本人の出席を認めてそこで、趣旨の説明発言を与えるのは、かえつて、その問題の処理に便利でないかと云ふ様な趣旨から動議に賛成であります。

議長～只今の12番議員より陳情者である石川真六を一応同席させて発言したいと云ふ動議が提出され、既定の賛成者がありますて、動議は成立致しました。お諮り致します。

議長～同席させることに賛成の方挙手願います。賛成者少數でありますので、この動議は否決されました。

13番～動議を提出致します。先程の色々論議されましたが、57条で適用しての方式では否認されましたので、そこで再び動議を提出致します。しかば本人を1つの陳情者と云う意味から趣旨の説明の出席を求めるたい。そう云ふ本人の趣旨説明者としての出席の要求の動議を提出いたします。

12番～賛成致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時)

議長～休憩 再開致します。(午後4時0分)

13番～只今の動議は撤回致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時0分)

議長～再開致します。(午後4時0分)

議長～お諮り致します。陳情者を呼んで趣旨説明を聞きたいと思いますが、御異議ございませんか？ある種の本質的な誤解がある場合、必ず質疑を認めて頂く(異議なしと呼ぶ)所で、質疑会の実行を決定した直後当時に於

る答申案は適正をかいておると思われますので、該問題の申請人である私は次の疑問点に關して貴議会が誠意ある説明をして戴きますよう陳情致します。こう云ふうになつております。即ち石川真六さんは、この問題に対する議会の決定した結論は公正をかいておると云ふうに解しやくしておるのであります。そこで議会はあくまでも正当であつたと云うことを、あからさまにするには、陳情者である石川真六さんをこちらに同席させて、そして意見を発言させるべきであると、私は考えます。よつて、57条の但書きに照らし合せまして同席させて意見を発言させて戴きますよう動議を提出します。

18番～この内容は只今動議の提出者からもありました様に別にこの問題にはこだわるなくして、最初事務局長が発言に対する疑義の説明もありましたし、要するにこの内容の趣旨の説明をそこで議事の進行上、かえつてそれが何んだと云ふうな解しやくにいたしますので、本人の出席を認めてそこで、趣旨の説明発言を与えるのは、かえつて、その問題の処理に便利でないかと云う様な趣旨から動議に賛成であります。

議長～只今の12番議員より陳情者である石川真六を一応同席させて発言したいと云う動議が提出され、所定の賛成者がありまして、動議は成立致しました。お詫び申します。

議長～同席させることに賛成の方举手願います。賛成者少數でありますので、この動議は否決されました。

18番～動議を提出致します。先程の色々論議されましたか、57条で適用しての方式では否決されましたので、そこで再び動議を提出致します。
しかば本人を1つの陳情者と云う意味から趣旨の説明の出席を求めたい、そう云う本人の趣旨説明者としての出席の要求の動議を提出いたします。

12番～賛成致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時)
議長～休憩 再開致します。(午後4時01分)

18番～只今の動議は撤回致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時02分)
議長～再開致します。(午後4時03分)

議長～お詫び申します。陳情者を呼んで趣旨説明を聞きたいと思いますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。〔云々〕

5番～本人として、参考人として出席の要求を受けましたので出席致しました、宜しくお願ひします。

議長～先き本会議で陳情者を出席せしめて、趣旨説明をさせると云う結論になつておりますので、只今より陳情者の説明を求めたいと思います。

5番～陳情書を提出しておりますが、私は皆様のお手許に届つておるよう趣旨は、陳情に記録されている様にそのままであります。もし陳情書の中に記載されると前に私の想~~像~~であります、このいかなる点を議会の結論に対してもいかなる点を不服に思つておるかと云うふうに、もし質問がありましたら私はそのつど私なりの見解で、私なりの立場から皆さんに説明を申し上げようと思つております。その点あらかじめ私の考え方を申しあげます。議長に今お聞きしました所、陳情者の説明させるための出席であるそうでありますから、先程1番最初に私が申し上げました様に、この陳情書に陳情の趣旨は書いてある通りであります。念のため更に申し上げたいと思つております。議立に對しましては、不許可にすべきであると云う結論が出してあります。この不許可にすべきであると云う結論を出した大きな理由が、本市の公有水面埋立事業は港湾計画と相応して最つか具体化しつつある現状と云うふうにうたわれておりますが、議立を不許可にすべきである、理由としましては積極的に欠けております。即ち抽象的に表現されています。不許可にすべきであると云う大きな理由として打ち出すからには、もつと具体的な事実をここに説明しなくちやいかんはずであります。その観点から立ちまして、本市に果して公有水面が港湾計画と相應して、目下具体化しつつある現状に、この結論を出したあの当面においても、どうか、私は私なりの立場から私の頼つている範囲内の資料から検討致しまして、そう云う事実は絶対ありえないと解しやすくしたもんでありますから、この陳情書を提出致しました。その理由として、9月の定期会におきましても、港湾計画、その他港湾に関する施設の計画がないと云ふふと據、私の質問に對する答弁で明かにされております。

更に又作員の一級質問におきまして、都市計画、この都市計画は市当局から議会に諮詢がありまして、議会も、審査検討した結果として、そのまま答へました。宜野湾市のマスター・プランの中には、港湾計画はございません。その港湾計画は港湾計画に對して追加変更を加えて諮詢に對する認可申請がなされるのかと云うふうに、私は昨日の一級質問で質問しましたが最初の答弁はないと云うふうな答弁であります。念を確かめて、私の方から具体的に宜野湾市都市計画の申の公有水面埋立計画予定地は、計画はないかと云う質問に對しまして、一部はあると云うふうな説明がありました。答弁でそこでその一部について審査理由は何かと云うふうな私の質問に對して、決して港湾計画

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

5番～本人として、参考人として出席の要求を受けましたので出席致しました、宣しくお願ひします。

議長～先き本会議で陳情者を出席せしめて、趣旨説明をさせると云う結論になつておりますので、只今より陳情者の説明を求めたいと思います。

5番～陳情書を提出してあります。私は皆様のお手許に配つておるよう趣旨は、陳情に記録されている様にそのままあります。もし陳情書の申にまだ、よくその受け取りにくくいと云う点がありましたら質問される前に私の想^はながりますが、このいかなる点を議会の結論に対していかなる点を不服に思つておるかと云うふうに、もし疑問がありましたら私はそのつと私なりの見解で、私なりの立場から皆さんに説明を申し上げようと思つております。その点あらかじめ私の考え方を申し述べておきます。議長に今お聞きしました所、陳情者の説明させるための出席であるそうでありますから、先程1番最初に私が申し上げました様に、この陳情書に陳情の趣旨は書いてある通りでありますが、念のため更に申し上げたいと思つております。埋立に対しましては、不許可にすべきであると云う結論が出てあります。この不許可にすべきであると云う結論を出した大きな理由が、本市の公有水面埋立事業は港湾計画と相応して最つか具体化しつつある現状と云うふうにうたわれておりますが、埋立を不許可にすべきである、理由としましては積極的に欠けております。即ち抽象的に表現されています。不許可にすべきであると云う大きな理由として打ち出すからには、もつと具体的な事実をここに表明しなくちやいかんはずであります、その観点から立ちまして、本市に果して公有水面が港湾計画と相応して、目下具体化しつつある現状に、この結論を出したあの当目において、あつたかどうか、私は私なりの立場から私の知つている範囲内の資料から検討致しまして、そう云う事実は絶対ありえないと解しやすくしたもんですから、この陳情書を提出致しました。その理由として、9月の定例会におきましても、港湾計画、その他港湾に関する施設の計画がないと云うこと達、私の質問に対する答弁で明かにされております。
更に又作目的一般質問におきまして、都市計画、この都市計画は市当局から議会に諮問がありまして、議会も、審査検討した結果として、そのまま答申致しました。宜野湾市のマスター・プランの中には、港湾計画はございません。その港湾計画は港湾計画に対して追加更変更を加えて政府に対する認可申請をなされるのかと云うふうに、私は昨日の一概質問で質問しました最初の答弁はないと云うふうな答弁でありますましたが、愈を確かめて、私の方から具体的に宜野湾市都市計画の中の公有水面埋立計画予定地にも計画はないかと云う質問に対しまして一部はあると云うふうな説明がありました。答弁でそこでその一部についての理由は何かと云うふうな私の質問に対して、渋して港湾計画

をすると云うふうな理由もございませんでした。更に又その区域以外の所に追加、或は変更を加える箇所があるかどうかの質問に対しまして、当局はないと云うことと明言されております。この事実から致しましても宜野湾市におきまして、現在港湾の計画は存在しないことは明らかであります。にもかかわらず不許可にすべきであると云う理由の1つにしかも大きな理由として、全面的に打ち出しましたこの目下具体化しつつある現状と云うのは、~~又~~^又抽象的で率直に云わしてもらいますならば、不許可にすべきであると云うことを結論を先に先して後で理由をくつつけた様な感じが致します。質問をあくまで自分が納得したいために、そしてそれを結論を出した議会の皆様が説明して下さるためには、この陳情書を廻してある訳であります。先程私の出席要求は今確かめた所、陳情書の提出した説明をさせるためあると云うと聞かされましたので、それによつて今以上説明を致しました。こう云うふうに説明のために出席して異れと云う手段で出席は致しましたが、このついでに先程も申し上げました様に、もし議会で結論を出されたからには、それなりの、こうだと云う自信があつて費されたはずだと思います。1つ私の見解に対して貴方の見解は間違いである議会の見解はこう云う訳で正しかんだと云うふうなことを1つ御説明、実は私に聞かせてもらうことをここでお願い致します。特に経営企画委員の方から説明して下さる様にお願い致します。今趣旨説明だけと云うふうに議長から注意を受けましたので、趣旨説明と申しますも、以上の通りであります。御参考までにと云うふうに市長宛の陳情書も一応添えてありますから、私がここで同じことを繰返して御説明する必要はないと思います。あくまでこの本市の公有水面整立事業が港湾計画と相応して目下具体化しつつある現状、この事実がなむのにかかわらず、そう云うふうにうたい出して、しかもこれを不許可にすべきであると云う大きな根本的理屈にしてあること、それ自体に私は非常に自分としても納得出来ないし、納得出来ないところでなくして、私自身これは、不当な解しやくであると思います。そのため私自身が充分納得出来る様に議会が説明して戴きたいと思ひまして、こう云う陳情書を提出した訳でございますから、私の陳情書の提出した趣旨にかなう様に皆様が議会が書面を擧げて私に説明してもらいます様に再びこの席でお願い致します。私の陳情書を提出した趣旨の説明は以上を持つて終ります。

長～暫く休憩致します。（午後4時12分）

日本で長崎に残すては日本領示なきは否のがたをうふに、君は

18 番～隣駅を過出するまで、この駅は、この区の南部の町村に亘る事である。

18番～動議を提出致します。この陳情、9号の付添の趣旨からすると、事実を具体的に書面をもつて説明をしてくれと云うふうなことでありますので、委員会に付託することを提議致します。又その内容は先程から検討しておりますので、動議は委員会付託の動議を提出します。委員会は機工委員会にしたいと云うふうに考えております。

をすると云うふうな理由もございませんでした。更に又その区域以外の所に追加、或は変更を加える箇所があるかどうかの質問に対しまして、当局はないと云うことを明言されております。この事実から致しましても宣野湾市におきまして、現在港湾の計画は存在しないことは明らかであります。にもかかわらず不許可にすべきであると云う理由の1つにしかも大きな理由として、全面的に打ち出しましたこの目下具体化しつつある現状と云うのは、だいたい象的で平直に云わしてもらいますならば、不許可にすべきであると云うことを結論を先に先して後で理由をくつつけた様な感じが致します。質問をあくまで自分が納得したいために、そしてそれを結論を出した議会の皆様が説明して下さるために、この陳情書を出してある訳であります。先程私の出席要求は今確かめた所、陳情書の提出した説明をさせるためあると云うことを見かされましたので、それによつて今以上説明を致しました。こう云うふうに説明のために出席して呉れと云う手続で出席は致しましたが、このついでに先程も申し上げました様に、もし議会で結論を出されたからには、それなりの、こうだと云う自信があつて出されたはずだと思います。1つ私の見解に對して貴方の見解は間違いである議会の見解はこう云う尾解訳で正しいんだと云うふうなことを1つ説明、或は私に聞かせてもらうことをここでお願ひ致します。特に経工委員の方から説明して下さる様にお願い致します。今趣旨説明だけと云うふうに議長から注意を受けましたので、趣旨説明と申しましても、以上の通りであります。御参考までにと云うふうに市長宛の陳情書も一応添えてありますから、私がここで同じことを繰返して御説明する必要はないと思います。あくまでこの本市の公有水面埋立事業が港湾計画と相応して目下具体化しつつある現状、この事実がないのにかかわらず、そう云うふうにうたい出して、しかもこれを不許可にすべきであると云う大きな根本的理由にしてあること、それ自体に私は非常に自分としても納得出来ないし、納得出来ないどころでなくて、私自身これは、不当な解しやくであると思います。そのため私自身が充分納得出来る様に議会が説明して載きたいと思いまして、こう云う陳情書を提出した訳でございますから、私の陳情書の提出した趣旨にかなう様に皆様が議会が書面を持つて私に説明してもらいます様に再びこの席でお願い致します。私の陳情書を提出した趣旨の説明は以上を持つて終ります。

議長～暫く休憩致します。(午後4時12分)
議長～再開致します。(午後4時17分)

18番～動議を提出致します。この陳情、9号の内容の趣旨からすると、事実を具体的に書面をもつて説明をしてくれと云うふうなことでありますので、委員会に付託することを提案致します。又その内容は先程から検討しておりますので、動議は委員会付託の動議を提出します。委員会は経工委員会にしたいと云うふうに考えております。

賛成と呼ぶものありは出来たまでは出でましたが、既に次との様な點をもつて

議長～具今13番議員より、本陳情は事実をようして調査する必要があるのを委員会付託をしないと云う動議が提出され、所定の賛成者がありましたので動議は成立してあります。お詫び致します。この動議の通り、経工委員会に付託することに御異議ございませんか？（したとの旨下り化）

（異議なしと呼ぶ）實に異議ございませんので審査委員会に付託を

議長～御異議がないものと認め、本陳情案件を委員会に付託する旨とに致します。審査方法は開会申も通じ不審議してもらうように、もう一つ、期日は次の定期会までに報告してあらうと云う条件付でやりたいと思いますが、御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）實に異議ございませんので審査委員会に付託を

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。方の異議はござる

議長～具程第4報告録第10号本件摘要報告を行ひ出すト申しあが、即ち經

議長～國長の報告を求めます。本件摘要報告の件、即ち開会申も付して

國長～本土行政権の最高となつておりますが、お手許に別紙の最高権が上
とどいていないと云う意味で非常に不可~~能~~な点もあると思いますけれども、局つて後に事務局の都合と前又草案がおくれたために、タイプがまだ半身しか出来ておませんので、前にも非公式に概略は御説明申し上げましたが、こう云うような内容でやつております。概略的に申し上げます。各々の種類地の概要行政、財政、上水道、産業、港湾、教育、民生、労働、あらゆる分野にわたつての、その種類地の概要と専門に並づく具体的資料、それと最後に企画修地において、特に宜野湾に持つて来て、本土行政を複数して来て宜野湾にもつて来て、今後市政のありかたとして、一番根本問題として、いい面があつたと云うことには、先の非公式の立場にあ申し上げましたが、一般質問の申に、生産言からもありました様に交通安全都市宣言と云ふうなのが、議会からも執行當局に要請致しましたが、國連致しまして、市を廣くあつて、市の施策がこう云う面で向つて行くならば、特に鹿沼の複数都市宣言と云う内容が一部分にとどまらずにあらゆる行政全般にわたつてのその市の施策として、打ち出されて居つた点が大きな成果があつたと思つております。その点についての結びの面に置いてあります。残念ながらお手許に配布出来ないことをおわび申し上げたいと思つております。尚財政の状況もこの前申し上げましたが、資料が未だ出来ておらず専門のことをおわび申し上げたと愚つておりま
ス月の申側頃までには、事務局の手もあくと思ひますので、その時ま

で

賛成と呼ぶものあり

議長～只今 18 番議員より、本陳情は事実をようして調整する必要があるのと委員会付託をしたいと云う動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立しております。お詫び致します。この動議の通り経工委員会に付託することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本陳情案件を委員会に付託することに致します。尚委員会は経工委員会に、審査方法は閉会中も通じて審議してもらうように、もう一つ、期日は次の定期会までに報告してもらうと云う条件付でやりたいと思いますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～日程第 4、報告第 10 号本土視察報告を行います。

議長～國長の報告を求めます。

國長～本土行政視察の報告となつておりますが、お手許に刷紙の報告書がとどいていないと云う意味で非常に不可的な点もあると思ひますけれども、帰つて後に事務局の都合と尙又草案がおくれたために、タイプがまだ半分しか出来ておりませんので、前にも非公式に概略は御説明申し上げましたが、こう云うふうな内容でやつております。概略的に申し上げます。各々の視察地の概要行政、財政、上水道、産業、港湾、教育、民生、労働、あらゆる分野にわたつての、その視察地の概要と専それに基づく具体的資料、それと最後に全研修地においての、特に宜野湾に持つて来て、本土行政を視察して来て宜野湾にもつて来て、今後市政のありかたとして、1番根本問題として、いい面があつたと云うことは、先の非公式の立場にも申し上げましたが、一般質問の中に、4番さんからもありました様に交通安全都市宣言と云うふうなのが、議会からも執行当局に要請致しましたが、関連致しまして、市を広くもつて、市の施策がこう云う面で向つて行くならば、特に鹿児島の健康都市宣言と云う内容が一部分にとどまらずにあらゆる行政全般にわたつてのその市の施策として、打ち出されて居つた点が大きな成果があつたと思つております。その点についての結びの面に置いてあります、残念ながらお手許に配布出来ないことをおわび申上げたいと思つております。尚財政的な面もこの前申し上げましたが、資料が未だ出来ておりませんので、おわびを申し上げたいと思つております 1月の中旬頃までには、事務局の手もあくと思ひますので、その時までに

てには、是非就作してお手許に配布したいと思つております。②だ別
議がなくて才お手許がさびしくて、当を得てないと思ひますけれども、
そり云うふうな事情がござむるし文ので、あしからず御了承願いたいと
思つております。以上簡単に賛略申し上げまして報告に要えたいた第で
あります。ほんとうにござります。(手写) お手許に配布する事に
は、(手写) お手許に配布する事にござります。

議長～暫く休憩致します。(午後4時26分)
議長～再開致します。(午後4時27分)

1番～報報告第10号をもつて今会期の会期を終了致しておりますので、本日
をもつて、本会議を終了してもう趣動議を提出します。
(賛成と反対投票)

議長～只今1番議員より会期が会期終了しておりますので、会期を切りた
いとの動議が提出され所定の賛成者がありましたので、只今の動議は成
立致しました。

お詫び致します。動議の通り会期を本日でもつて打切ることに御異議ござ
いませんか。

(異議なしと呼ぶ) お詫び致しました。

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～では以上持ちまして、第13回宜野湾市議会定期会を開くことに致しま
す。長期間にわたる慎重に御審議下さいまして誠にありがとうございました。

議長～閉会。(午後4時23分)

上記会議の次第は書記の記載したものであるがその内容の正確であるこ
とを証するため、ここに署名する。

1964年2月18日

宜野湾市議会議長 中里幸助
署名議員 安次寅盛

では、是非咸作してお手許に配布したいと思つております。だ別紙がなくてお手許がさびしくて、当を得てないと思ひますけれども、そぞう云ふふうな事情がございましたので、あしからず御了承願いたいと思つております。以上簡単に概略申し上げまして報告に變えたい次第であります。

議長～暫く休憩致します。(午後4時26分)
議長～再開致します。(午後4時27分)

1番～報第10号をもつて今会期の全日程を終了致しておりますので、本日をもつて、本会議を終了してもらう様動議を提出します。

議長～只今1番議員より全日程が全部終了しておりますので、会期を打切りたいとの動議が提出され所定の賛成者がありましたので、只今の動議は成立致しました。
お詫り致します。動議の通り会期を本日でもつて打切ることに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～では以上持ちまして、第13回宜野湾市議会定期会を開ることに致します。長期間にわたり慎重に御審議下さいまして誠にありがとうございました。

議長～閉会(午後4時28分)

上記会議の決議は書記の記載したものであるがその内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1964年 月 日

宜野湾市議会議長
議事係署名議員

安次寅盛信